

平成 2 2 年 第 3 回 南伊豆町議会臨時会 会議録目次

第 1 号 (11月24日)

- 議事日程
- 本日の会議に付した事件
- 出席議員
- 欠席議員
- 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名
- 職務のため出席した者の職氏名
- 開会宣告
- 議事日程説明
- 開議宣告
- 会議録署名議員の指名
- 会期の決定
- 議第78号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 議第79号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 議第80号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 南豆衛生プラント組合議会議員の選挙について
- 共立湊病院組合議会議員の選挙について
- 閉議及び閉会宣告
- 署名議員

平成22年第3回南伊豆町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成22年11月24日(水)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第78号 南伊豆町一般職の給与に関する条例及び南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 4 議第79号 工事請負契約について(平成22年度南伊豆町新庁舎建設工事)
- 日程第 5 議第80号 工事請負契約について(平成22年度南伊豆町新庁舎建設通信設備工事)
- 日程第 6 南豆衛生プラント組合議会議員の選挙について
- 日程第 7 共立湊病院組合議会議員の選挙について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	竹河十九巳君	2番	谷正君
3番	長田美喜彦君	4番	稲葉勝男君
6番	清水清一君	7番	梅本和熙君
8番	漆田修君	9番	齋藤要君
10番	渡邊嘉郎君	11番	横嶋隆二君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 鈴木史鶴哉君 教育長 渡邊浩君

会計管理者	奥村 豊 君	総務課長	松本 恒明 君
企画調整課長	藤原 富雄 君	建設課長	佐藤 禎明 君
産業観光課長	山田 昌平 君	町民課長	山本 信三 君
健康福祉課長	大年 清一 君	教委事務局長	大野 寛 君
上下水道課長	山田 稔 君	総務係長	大野 孝行 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	栗田 忠蔵	主 幹	大年 美文
--------	-------	-----	-------

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（漆田 修君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより平成22年第3回南伊豆町議会臨時会を開会します。

◎議事日程説明

○議長（漆田 修君） 議事日程は、印刷配付したとおりであります。

◎開議宣告

○議長（漆田 修君） これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（漆田 修君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

9番議員 齊 藤 要 君

10番議員 渡 邊 嘉 郎 君

◎会期の決定

○議長（漆田 修君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期は、議事日程のとおり本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は11月24日の1日限りと決定いたしました。

◎議第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） これより議案審議に入ります。

議第78号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例及び南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） おはようございます。

本日は、第3回臨時会よろしくお願いを申し上げます。

それでは、議第78号の提案理由を申し上げます。

人事院は、本年8月10日に国会及び内閣に対し、国家公務員の一般職の職員の給与について民間企業との較差に基づく給与改定として、給料月額引き下げ、期末・勤勉手当引き下げ等を内容とする勧告を行いました。これを受け、11月1日、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与については、人事院勧告どおり改定を行う旨、閣議決定をされました。

これを受けて、当町におきましても、一般職職員の給与月額及び期末・勤勉手当引き下げ、特別職の期末手当引き下げ等の条例改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 松本恒明君登壇〕

○総務課長（松本恒明君） おはようございます。

それでは、お手元の議第78号の資料に基づきまして、説明をさせていただきたいと思います。

議第78号の表紙を1枚めくっていただきまして、改正内容が1条から5条まで記載されております。順次説明させていただきたいと思います。

人事院は、本年8月10日に、国家公務員の一般給与の改定内容を勧告したわけですが、本案件は、南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例及び南伊豆町特別職の常勤の者の給与等に関する条例の一部を改正するものでございます。

まず、第1条及び第2条は、南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

まず、第1条でございますが、本年12月に支給される一般職員への期末・勤勉手当、世に言うボーナスについて、期末手当で0.15月分、勤勉手当0.05月分、それぞれ支給割合を減じまして、年間でのトータル支給割合を4.15月から3.95月に0.2月分減ずるものであります。

あわせて、当町では採用しておりませんが、再任用職員の期末・勤勉手当についても、支給割合を減ずるものであります。

また、月例給につきましても、民間給与との較差を考慮した勧告に合わせ下げるため、行政職給料等を改正したいものでございます。

お手元の資料の給料表というものがあります。1級から6級まで、それからずっと1枚、2枚、最後のものまで表がありますが、これを改正するものでありまして、対象は40歳代以上、世に言う、役場で中高齢者ということになりますが、そういった職員が対象となるものでございます。

第2条では、平成23年度の期末・勤勉手当の支給方法について、年間で0.2月減ずる際、本年は12月期の期末・勤勉手当で対応した削減分を、来年度以降につきましても6月期、12月期に分散して対応させるための条例改正であります。支給率が変わってくるということでございます。

第3条につきましては、平成18年の給与構造改革に伴い、給与を抑制された職員につきまして現給保障をしているわけでございます。ですが、この職員につきまして、一般職の職員に倣い、月例給の引き下げ措置を講ずる旨の規定であります。対象者は、4名ほどまだおります。

次の改正条例の4条、5条でございますが、これは南伊豆町特別職の常勤の者の給与に関す

る条例の一部改正を行うものでございます。

第4条では、一般職同様、本年12月に支給される特別職の常勤の者への期末手当について、一般職員と同様に、0.2月分支給割合を減じ、年間でトータル支給割合を4.15月から3.95月に減ずる旨の改正であります。

第5条であります。第5条につきましては、平成23年度の期末手当の支給方法について、年間で0.2月減ずる際、本年度は12月期の期末手当で対応した削減分を、6月期、12月期に分散して対応するための条例改正であります。

本条例は、第1条、第3条及び第4条は本年12月1日から、第2条及び第5条は、平成23年4月1日から施行したいものであります。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田 修君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田 修君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第78号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例及び南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田 修君） 賛成多数です。

よって、議第78号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 議第79号 工事請負契約について（平成22年度南伊豆町新庁舎建設工事）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第79号の提案理由を申し上げます。

本案は、去る11月17日、1社辞退があり、5社による指名競争入札を実施し、設計額7億1,691万3,750円のところで、請負額7億350万円、うち消費税及び地方消費税の額3,350万円をもって落札した請負人、河津・長田・保坂特定建設工事共同企業体、代表者、河津建設株式会社代表取締役、河津市元氏との工事請負契約について、地方自治法第96条第1項及び議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条により、議会の議決を求めるものであります。

当事業は、昨年度に基本計画を策定し、今年4月に図式設計を建築設計業者に発注、敷地境界の確定作業、開発行為の申請、建築確認申請等許可を経て、新庁舎の本体建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事、現庁舎解体工事の一括発注契約を行うもので、すべての工事は平成24年3月完成を予定しております。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋君。

○11番（横嶋隆二君） 今回の入札に当たっての入札の経過と、応札の業者名を答えていただきたいと思います。

○議長（漆田 修君） 総務課長。

〔総務課長 松本恒明君登壇〕

○総務課長（松本恒明君） それでは、説明させていただきます。

まずは、経過から説明させていただきます。

本案件につきましては、10月5日に開催いたしました工事等の指名委員会におきまして、指名業者を内定いたして、町長の決裁を受けました。

当初、今回の入札に指名した業者と、もう少しエリアを広げて県内の中堅というか資格業者等も考えましたけれども、地域振興ですとかいろいろなことを総合的に勘案しまして、今回賀茂郡を中心とした業者6業者の指名を行ったという経過がございます。

それで入札の結果でございますが、ホームページでも公表しておりますのでまた後で見ていただきたいと思いますが、まず指名業者でございます。順不同でございますが、株式会社伊豆急ハウジング様、河津・長田・保坂特定建設工事共同企業体様、株式会社斉藤組様、株式会社竹内組様、土屋建設株式会社様、東海・恵比寿特定建設工事共同企業体の計6社でございます。このうち、先ほど町長が申しあげましたように、1社、斉藤組様が入札を辞退されましたので、5社の指名競争入札という結果になりまして、1回目は入札が不調だったのですが、2回目の入札で河津・長田・保坂特定建設工事共同企業体が税抜き6億7,000万円で落札したという経過でございます。

以上です。

○議長（漆田 修君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります

稲葉議員。

○4番（稲葉勝男君） この契約に関しては、反対討論を行います。

私は、この築後50年たった老化した庁舎の建設、これについては全面賛成でございます。ただ、9月の定例会でも申しあげましたが、多目的ホールですか、この関係から中央公民館を多目的ホールにかえて、中央公民館をその後処分するというか、取り壊すというこういう意見がありましたけれども、この中央公民館は町の文化のシンボルとして築後四十数年、皆さんに非常に親しまれてきました。この処遇というかそういうものに対して、ただ簡単に中央公民館を取り壊すのだということではなくて、鋭意検討されて、それで今後この耐震補強は、今のところ耐震補強をするとどのくらいの事業費になるのかそういう検討もされないまま、それに代替するべき多目的ホールをつくるということは尚早だというふうに私は考えを

持っております。

ですから、この中央公民館、これらのもう一度耐震補強が可能か、そういうものすべてを再検討されて、平成27年がたしか耐震の低い公共建築物の耐震化のリミットになっていると思います。それまでにぜひ再検討されて、その処遇を町民も入れた中で議論し、それで私が申し上げるように耐震化でうまく図れるものかどうか、ぜひ検討する必要があると、そういう理由から一つは反対をいたします。

そしてもう一つ、町長にも再三申し上げておりましたが、この7億幾らという町民の血税、これが町にどれだけの経済効果、そういうものを果たすのか、その辺も依然不明でございます。一括発注というのは、いますべてそれでこなれていくということもわからないわけではありませんが、町民の皆さんがささげた血税ですから、ぜひ一括発注ではなくて、電気は電気、水道は水道という分離発注を私は実際は望んでおりました。ですけれども、そういう面で経済効果、そういうものを考えた上で、私は今回のこの請負に提案の議題に対しては反対させていただきます。

以上です。

○議長（漆田 修君） 横嶋君。

○11番（横嶋隆二君） 本工事契約について、賛成の討論を行います。

南伊豆町の本庁舎は、前の旧村の合併以来50年の経過で今日に至っております。この50年に至る前、10年ほど前になりますけれども、私が議会に入って19年になります、議会に入って5、6年してから庁舎の老朽化の問題で課題になっておる。それをですね、今、鈴木町長が前の執行部、菊池町政助役の時代ですね、その時代にこつこつと基金をためて、そして平成11年度には既に6億の庁舎建設基金をためていました。その後町政が交代して、その後の6年間というのは合併の問題が平成15年から始まったということもありますけれども、最高にためた基金を、一方で財政調整基金を崩しながら市債を発行するという町政運営、そして合併に進むという中で、町の将来像、これ国の三位一体の改革もありましたが、それを助長するような町政運営があって、そして庁舎建設、あるいは建てかえの議論は反故にされるだけではなくて、さまざまな町の施策が町民不在、あるいは議会不在の中で進められる、そういうことがありました。

三位一体の改革が落ちついて、なお合併問題が昨年終止符を打つまで、南伊豆町のこの不況の中で疲弊した状態をどうしていくか、そういう問題がなかなか手をつけられない状態できて、ようやく今日に至って、いわゆる昨年合併協議会の開催議決をした21年9月定例会の

直前の8月に、静岡県の中部に地震があって、この庁舎が危機的な状況にあるということで、応急の耐震についての規定、これをしのいできた。それまで庁舎や庁内施設の老朽化の問題がありましたが、日に日にそれに向かって具体的にどうするかということがですね、合併の議論や、あるいは病院の問題等々がある中で人命に被害、あるいは町民に被害や、あるいは職員、町の機能をつぶしてはならない、そういう真摯な考えをもとに具体的な着手が懸念されていた中で、ようやくそれに手をつけられる、いろいろな庁舎建設だけではなくて、町の施策に手をつけられるようになったのが今年の9月議会以降であります。

庁舎建設検討委員会が発足して皆さんの意見を受けて、依然厳しい財政状態の中で、どのように今後の将来の町の中心、町民の企画を受けた仕事をやるまでのとりでをどうやってつくるかという議論がなされ、議会でもその都度全員協議会を開いて提案してまいりました。確かに深刻な不況の中で、これだけの予算を使うということに対しては、町民の方からいろいろな意見がありました。しかし、同時に、ここを城にして、本当に町の職員が一丸となって、今回は教育委員会にしても下水道、水道課全部ここに入って力を合わせてやると、英知を集める意気込み、役割を果たすという、そのことをですね、私はそこに期待と希望を訴える一員としても持っている決意であります。

先ほどの人勧に関して賛成の手を挙げなかったのも、厳しい思いをしながら町民に気持ちを寄せて仕事をしている、これまで三位一体の改革やいろいろな中で誤った方向、あるいは施策に対して従わざるを得なかった職員の気持ちを思うと、今やっと町の町民の大変さに心を寄せて仕事をする、そういう気持ちでここに分かち合ってそしてこの窮地を乗り越えていく、そういう気持ちでこの庁舎建設をとらえて、そしてともに将来の町をつくっていく、その礎にしていきたいという気持ちでいっぱいあります。町民の大変な状況を察して、そしてしっかりと地歩を築く場所にするために、さらに皆さんとともに力を合わせてやる決意を込めて賛成の討論としたいと思います。

○議長（漆田 修君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第79号 工事請負契約については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田 修君） 賛成多数です。

よって、議第79号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 議第80号 工事請負契約について（平成22年度南伊豆町新庁舎建設通信設備工事）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第80号の提案理由を申し上げます。

本案は、去る11月22日に随意契約を行い、設計額5,796万5,250円のところ、請負額5,722万5,000円、うち消費税及び地方消費税の額272万5,000円をもって仮契約した請負人、西日本電信電話株式会社静岡支店、支店長、梶明夫氏との工事請負契約について、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

当事業は、新庁舎建設工事に合わせて防災無線設備、同報無線設備、電話設備、町内LAN設備、情報ネットワーク設備などの通信設備工事を行うものであり、各設備を維持管理している多くの業者に混乱なく速やかな作業を実施させるため、当事業の一括管理を、業務実績も多く、管理監督のできる企業規模を持つ西日本電信電話株式会社と契約を行うもので、新庁舎の完成は平成23年11月を予定していますが、通信設備の移設設置等が事務事業に支障のないように実施をいたします。

ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第80号 工事請負契約については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田 修君） 賛成多数です。

よって、議第80号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎南豆衛生プラント組合議会議員の選挙について

○議長（漆田 修君） 日程第6、南豆衛生プラント組合議会議員の選挙についてを議題とします。

これより南豆衛生プラント組合議会議員の選挙を行います。

本件については、議員の辞職に伴い南豆衛生プラント組合議会議員に欠員が生じており、同組合規約第8条第1項の規定により補欠選挙を行うもので、任期は前任者の残任期間となります。

この選挙方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、選挙については、指名推選により議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、議長より指名します。

南豆衛生プラント組合議会議員に長田美喜彦君を指名します。

ただいま議長が指名した長田美喜彦君を南豆衛生プラント組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、長田美喜彦君が南豆衛生プラント組合議会議員に当選されました。

ただいま南豆衛生プラント組合議会議員に当選された長田美喜彦君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

◎共立湊病院組合議会議員の選挙について

○議長（漆田 修君） 日程第7、共立湊病院組合議会議員の選挙についてを議題とします。

これより共立湊病院組合議会議員の選挙を行います。

本件については、議員の辞職に伴い、共立湊病院組合議会議員に欠員が生じたため、同組合規約第8条第1項の規定により補欠選挙を行うもので、任期は前任者の残任期間となります。

この選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（漆田 修君） ただいまの出席議員は10名です。

次に、会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番議員、谷正君、3番議員、長田美喜彦君を指名します。

投票用紙を配付します。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（漆田 修君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔氏名点呼 投票〕

○議長（漆田 修君） 投票漏れはありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田 修君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

先ほどの指名議員の方、立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（漆田 修君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 10票

有効投票 10票

無効投票 ゼロ票です。

有効投票のうち、竹河十九巳君 6票

渡邊 嘉郎君 4票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。有効投票の4分の1以上。

よって、竹河十九巳君が共立湊病院組合議会議員に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（漆田 修君） ただいま共立湊病院組合議会議員に当選された竹河十九巳君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（漆田 修君） 本日の議事件目は全部終了したので、会議を閉じます。

第3回臨時会の議事件目が終了しました。

よって、平成22年第3回南伊豆町議会臨時会はこれをもって閉会します。

閉会 午前10時04分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 漆 田 修

署 名 議 員 齊 藤 要

署 名 議 員 渡 邊 嘉 郎